

新たな管理型最終処分場の施設整備 に向けた環境影響評価の考え方について

令和2年1月
高知県

最終処分場整備のための環境影響評価等について

- 最終処分場の整備を行うにあたって、法令に基づき、実施が必要となりうる環境影響評価等には、大きく分けて2種類の手続きがあります。

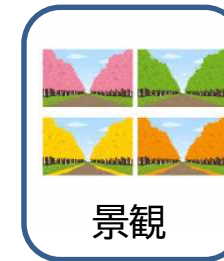
① 環境影響評価法又は環境影響評価条例に基づくもの【環境影響評価】

- 「施設そのものによる影響」と「施設を建設することによる影響」について、調査・予測・評価します。
- これらは、廃棄物を埋め立てる面積が15ha以上の施設が対象となります。

施設そのものによる影響等



建設工事による影響（建設機械・運搬車両など）



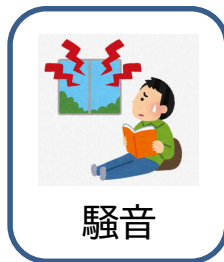
など

※ 1 ha（ヘクタール）= 10,000平方メートル（100m×100m）= 約3,000坪（3.3m²/坪）

② 廃棄物処理法に基づくもの【生活環境影響調査】

- 「施設そのもの」が生活環境に及ぼす影響について調査を実施します。
- これらは、廃棄物を埋め立てる面積に関わらず、実施する必要があります。

施設そのものによる影響等



※この調査は、廃棄物処理法に基づく施設の設置許可の要件となっています。
（設置許可申請書に調査結果を添付）

新たな施設整備に関連して実施する環境影響評価について

- 今回、整備する最終処分場の面積は約2haと想定しているため、環境影響評価法又は環境影響評価条例で定める面積要件である15ha以上よりも小さく、法令に基づく環境影響評価の対象施設には該当しません。
- しかしながら、前回、日高村のエコサイクルセンターを整備した際には、面積要件から、今回と同様に法令に基づく環境影響評価の対象外でしたが、廃棄物処理法に基づき実施が必須である生活環境影響調査の項目に加えて、建設工事等による影響等の項目を追加した任意の環境影響評価を実施しました。



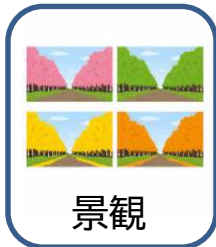
今回の施設整備にあたっては、施設の重要性に鑑みて、前回と同様に生活環境影響調査に加えて、任意の環境影響評価を実施

実施予定の項目（案）

廃棄物処理法の定める
ところにより実施する項目

自主的に
実施する項目

施設そのものによる影響等



建設工事による影響（建設機械・運搬車両）など

ポイント

廃棄物処理法において規定されている生活環境影響調査の項目に加え、自主的に以下の点を考慮した調査等を実施します。

ポイント1

- ・ 施設を整備することに伴う動植物や景観等への影響を考慮します。

ポイント2

- ・ 建設機械や建設資材等の運搬車両から発生する、工事中的騒音、振動、粉じん等による周辺環境への影響を考慮します。

ポイント3

- ・ 建設予定地（埋立処分する場所）だけでなく、進入道路や工事用道路についても必要な項目の調査を実施します。

調査・予測・評価等の進め方について

- 騒音、振動や動植物等の現地での調査は1年間実施します。
- 調査の進捗状況等については、住民説明会等を通じて、地域住民の皆様にお示しさせていただき、ご意見を頂戴したいと考えています。
- 併せて、『本委員会』の委員のご意見も踏まえながら、調査・予測・評価を進めます。
- 環境影響評価により得られた成果等は、より安全な施設整備ができるように施設の設計・計画に反映させます。
- 調査・予測・評価の終了後、成果等を取りまとめた『評価書』を作成し、周辺環境への配慮の方法などについて、住民の皆様等にお示しします。

スケジュール（案）

年度	R元年度		R2年度				R3年度			
	3 (10月～12月)	4 (1月～3月)	1 (4月～6月)	2 (7月～9月)	3 (10月～12月)	4 (1月～3月)	1 (4月～6月)			
内容	調査・評価 項目案作成	案について、 専門家、住民か ら意見聴取	調査の実施				評価書作成 環境影響	専門家、住民 から意見聴取	評価書作成 環境影響	施設設置 許可申請